

「運航監理官のしごと」



その7

はじめ

海上運送の秩序を維持し海上運送事業の健全な発達を図る目的で昭和「十四年に制定された海上運送法」は制定後、船舶の大型化・高速化等近代化が図られ、昭和四十年代、本格的大型長距離フローラーの就航を見るに至り、見直しを余儀なくされ昭和四十五年、旅客航路事業の安全面を中心に法改正が行われました。

法改正の骨子は、運航管理制度、輸送の安全確保命令制度、免許基準、旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止規定、の四点を中心に行われましたが、その制度の機能を十分に発揮させ、安全行政を更に推進するため運輸本省、地方運輸局に設置された職務が「運航監理官」であり、総合事務局には昭和五十年に設置されました。

じ」と

運航管理規程に基づき、航路毎に船舶の運航に関する基準を明確にすることにより航海の安全を確保する(発航・入港の中止等の基準を規定する)。

運航管理規程に基づき、各航路毎の作業に関する基準を明確にして輸送に関する作業の安全を確保する(陸上・船内作業体制、乗・下船作業、旅客の遵守事項等を規定する)。

事故処理基準

運航中の船舶の事故に関する運航管理規程の運用基準を明確にして、事故処理を迅速、適切に実施し、人命の安全を確保するとともに事故の原因等を究明し、将来の安全運航に資する。

3 運航管理者の資格要件に関する審査、解任の命令等。

4 運航管理者の研修の企画・実施に関する」と。

5 旅客船の運航管理に関する監査、指導に関する」と。(使用船舶、事

駐車場等)の構造、設備能力等が当航路の輸送需要の性質に利用者が主に観光客か、通勤・通学生か、又は自動車航送を伴つか等)に適応しているか、否かを審査する。

2 運航管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準を含む)の審査及び改善・指導に関する」と。

運航基準

運航管理規程に基づき、航路毎に船舶の運航に関する基準を明確にすることにより航海の安全を確保する(発航・入港の中止等の基準を規定する)。

運航基準

運航管理規程に基づき、各航路毎の作業に関する基準を明確にして輸送に関する作業の安全を確保する(陸上・船内作業体制、乗・下船作業、旅客の遵守事項等を規定する)。

事故処理基準

運航中の船舶の事故に関する運航管理規程の運用基準を明確にして、事故処理を迅速、適切に実施し、人命の安全を確保するとともに事故の原因等を究明し、将来の安全運航に資する。

3 運航管理者の資格要件に関する審査、解任の命令等。

4 運航管理者の研修の企画・実施に関する」と。

5 旅客船の運航管理に関する監査、指導に関する」と。(使用船舶、事

業場等に臨んで帳簿書類等の検査をする。)

6 旅客船の事故の原

因調査、運航開始前の安全確認検査等、旅客船による輸送安全確保の監督に関する」と。

終わりに

以上、「運航監理官の」とについて述べましたが、未然に事故を防ぎ旅客船の安全運航を推進するための監督業務が主です。また、先の海上運送法改正(平成十一年十月一日施行)により、今まで法の規制対象外にあつた五トン未満、旅客定員十一名以下で

旅客の運送をする小型船舶等も利用者の安全確保のため運航管理規程、運航管理者の選任届出の義務等が課せられた。今回の改正は輸送二千総トン規制を緩和しまし

たが、安全面の規制は段階としています。

道橋、人道橋、待合室、営業所、

